

されつゝあることは否めない。現に去る一月十八日公布せられた開拓者資金融通法は、政府の融通資金の年賦支払に当り米価を基準とする安定価値計算を採用して居る。然し乍ら是等を以て政府又は中央銀行が今直ちに全面的に安定価値計算を採用する条件が熟したとは云い得ない。少くとも民間に安定価値計算による債権債務が普遍化し、給与又は重要物資の公定価格がスライディング制度に移行するが如き時期を待つて採用すべきであろう。採用の時期を早まることは、本制度のインフレーション促進面のみを強く現わす結果となるであろう。

(四) 範 囲

徴 税

インフレ進行過程に於ては歳入の実質価値を確保するため課税は出来る限り源泉主義とすべきであるが、其源泉課税が不能の場合は予算課税を原則とし、課税額決定より納付迄の間に安定価値計算を適用する。

公 債

公債の公募を可能ならしむるため新規発行の公債に安定価値計算を適用する。但し此場合既発国債は其儘として置く。

日 本 銀 行

新規の預金、貸出に適用する。

一 般

前大戦後のロシアに於ては一般民間の債権債務の決済に安定価値計算を適用すべきこととしたが、之は強制すべき性質のものでないから自然に委すべきであろう。

(五) 換 算 率

日本銀行又は経済安定本部に委員会を設け左の諸項目を基準として換算率を決定し公表する。換算率の改訂は当初は月一回とし情勢の変化に従い其期間を短縮する。

銀行券発行高

国民生活に関係ある重要商品(例えば米、調味料、タバコ、酒)の実際価格

新憲法と通貨金融非常措置

厚生省の生計費指数の推移

日本銀行の実際物価指数の推移

金の自由市場を設け其価格

以上の如くして安定価値計算が採用せられても、それ自体にインフレーション阻止を期待することは出来ない。財政其他インフレーションの根源が除去せられざる限り、インフレーション悪化の大勢は改まる所なく、換算率は一路昂騰を続け、遂には額面の如何を問わず円貨其物を拒否する傾向を生ずるであろう。要するに安定価値計算を政府及び中央銀行が採ることには、望まじき現象とは云い難いが、採用すべき場合には躊躇することなく之を採り其のよき作用を全面的に活かすことが肝要と考えられる。(関根)

新憲法と通貨金融非常措置

昭和22・5・1

昨年二月十七日公布された金融緊急措置令、日本銀行券預入令、臨時財産調査令は旧憲法第八条に基く緊急勅令である。旧憲法第八条によれば、「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス」ることとなつており「此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘク」、「若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘク」旨定められている。更に枢密院官制及事務規程には緊急勅令を発するには枢密院に諮詢せらるゝことを要するものとされている。通貨金融に関する措置はその与える影響広汎、深刻、微妙であり、時機を巧にとらえることが絶対に必要であるのみならず、事前に外部にその内容が洩れることはその効果を減殺すること著しいのを常とする。従つて議會の開会を待つてその協賛を得ることは機会を逸する恐れある場合尠くなく、又議會で論議される間に對抗手段が講ぜられること必然である。このことは金融緊急措置令公布当時の事情に徴しても明らかであり、若し同令が緊急勅令の方法によらなかつたならば、

極度の混乱を生じ、あの当時に於て我國經濟は崩壊していたというも過言ではあるまい。

過去の事例を見ても、大正十二年の震災直後財界の混乱を防止するため、九月七日「私法上ノ金銭債務ノ支払延期及手形等ノ権利保存行為ノ期間延長ニ関スル件」が緊急勅令として公布され、関東地方に三十日間の支払猶予が行われたことがあり、昭和二年の金融恐慌に於ては混乱鎮静のため四月二十二日同じ名称の緊急勅令が公布され、全国に亘り三週間の支払猶予が行われた。又昭和六年金輸出再禁止に際しては十二月十七日緊急勅令「銀行券ノ金貨兌換ニ関スル件」(昭和七年一月二十八日緊急勅令「銀行券ノ金貨兌換ニ関スル件」により継続)が公布されている。

更に大正十二年の震災に際し一般金融の梗塞を防止するため、政府は震災手形に關し九月二十七日勅令を以て「日本銀行ノ手形ノ割引ニ因ル損失ノ補償ニ関スル財政上必要処分ノ件」を公布したことがあり、これは旧憲法第七十条、公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得」に基くものである。このように通貨金融非常措置が緊急勅令、緊急財政処分の方法によつた事例は数多く、しかも何れもこの方法を採用したことによつて、効果を挙げ得たものといふことができる。

五月三日を期して民主日本の新憲法は施行されたのであるが、新憲法に於ては「主権が國民に存すること」が宣言せられ、第四十一条に「国会は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。」と規定された。旧憲法に於ては天皇が立法権を有し、議會は天皇の立法権に協賛するに止まつたのであり、又議會の権限を狭く限定し、議會の議決を要せず大権の専断によつて処理せられ得べき範圍を頗る広く定めていた。新憲法に於ては天皇の大権の範圍を極めて狭く限定し、従来大権に属していた殆んどすべての事項につき国会又は内閣の権限に属せしめ、しかも国会が統治組織の中心をなし、内閣は之に従たる存在を有するに止まることとなつた。

従つて新憲法に於ては緊急勅令、緊急財政処分の大権は廃止せられ、之に相当

する必要がある場合に於ても、成規の国会の議決によつてのみ之を為すことが出来ることとなつたのである。従来の例よりみるも緊急勅令、緊急財政処分は政府に濫用される危険性が多分にあり、新憲法の精神上斯かる制度が廃止されたことは極めて当然のことである。しかしながらこの結果通貨金融に關する非常措置を要するが如き場合、之に対処するに甚だ困難を生ずることとなつたのである。今後は斯かる際には速かに臨時議會を召集し、又は參議院の緊急集會を求めて議決する以外に方法はないのであるが、これとて相当の時日を要し、又この方法では秘密裡に事を運ぶことはできない。新憲法下に於て非常の事態が発生したるとき之に対処するため如何なる措置を講ずべきかは十分研究を要する所である。

以下各國の立法制度と通貨金融に關する非常措置についての若干の事例を参照してみたいと思う。

(1) 米 國

米國に於ては憲法上立法、行政、司法の三權が獨立し、互にその勢力を相牽制して、何れもが専断のできないようになつてゐる。大統領の行政權は憲法によつて直接附与されており、英、仏に於ける行政權の如く原則として立法部の制約下にあるものとは異なつてゐる。大統領の権限については憲法第二条第二款以下に列挙せられてゐるが、陸海軍の指揮、条約締結、官吏任命、赦免等に関するものである。しかしながらこのような本来の、政治的行政權 Executive Power と區別すべきものとして、一般的、事務的行政權 Administrative Power があり、これは實際上の必要に応じて発生したもので、その行使に關しては立法部より委任せられ従つて立法部に対して責任を負うべきものとされている。米國憲法は立法部の権限に就ては詳細、明瞭なる規定があるに反し、行政部の権限に就ての条項は明瞭を欠いてゐるが、この點に關しては慣行、學說共に一致してゐる。尤も理論上はともかく實際上政治的行政權と、事務的行政權との限界は必ずしも明らかでなく、慣行も統一を保つておらず、従つて大統領が立法部に対し独立的行動を為す可能性もあるわけである。

米國の制度上、事務的行政權に就てはこのように行政部は立法部の授權行為に基いてこれを行つるのであるから、緊急事態に際して非常措置を講じようとし

ても、議会による法律の制定を待たなければ実行は不可能である。然らば今日まで米国に於ては如何なる方法によつて緊急事態に対処して来たであらうか。

一九三三年二月の金融恐慌に際しては大統領は三月四日、一九一七年の改正銀行条例第二項「大統領はその命ずることあるべき法令規則に基き特許又はその他の方法により一切の外国為替取引及び金又は銀塊若しくは通貨の輸出、死蔵鑄造し及びイヤマークを調査しまたは禁止することを得」という規定により、三月六日より四日間原則として一切の銀行業務の停止を命じ、又輸出及び国内での使用のための金銀引出を禁止した。その期間の終に当り、九日臨時議会が開かれ、大統領はこれに対し教書を提出し、両院は直ちに右教書に基き緊急銀行法案を可決したが、大統領はこの法律によつて賦与された権能に基いて九日直ちに銀行休業及び金輸出並びにイヤマーク禁止を延長する旨の布告を發した。このような措置によつて金融恐慌は危機を脱し得たのである。

又平価切下に就いては一九三三年五月十三日議会を通過した農事調整法第三部のいわゆるトーマス修正法によつて大統領は予め極めて広汎な金融政策上の権能を与えられていた。その結果大統領は弗の価値を五〇%以内にて自由に引下げ得ることとなつていたが、この権能に基いて同年十月二十二日に至つて新産金買上政策として金価格の吊上げを行つたのである。なおこの場合農事調整法にこのような条項が挿入されたことは一見異様であるが、これはこの条項が物価水準引上の目的を有するものであり必ずしも農業調整と関連がないこともないという理由によるものである。このような例は米国に於てしばしば見られる所である。

第二次世界大戦中大統領は戦時大権法によつて広汎な権能を附与された。同法は真珠湾事件後二箇月の一九四二年二月議会の可決によつて成立したものである。これに基いて戦時中物価、賃銀、軍需生産等に関し強力な統制が行われた。なお同法は一九四七年一月廃止され、同法に基く措置は六月に失効することとなつた。

(2) 英 国

英国に於ては成文憲法と称するものはなく、一二一五年の大憲章を始めとする、多くの憲法的条令が、王権の制限、国民の基本的権利等に触れたものとし

て、憲法的規範として取扱われているのである。「イギリスの憲法は国民により伝承せられ、若しくは文書に記録せられたる先例、法律家又は政治家の發表したる意見、習慣、慣行、了解及び信念、並に幾多の習慣と混淆せる法規及び判決例、政治的習慣等が、各相倚り相扶けて發達したものの全部を包括總稱せるものである」といわれている。

英国に於ては議会が唯一最高の立法機関であつて之と対立して立法を行ひ得るものはない。国王は今日では議会からの委任なき限り、法律と同一の効力を有する勅令の發布を為す権限はないのである。国王は或種の布告を發することは許されているが、これは立法行為ではなくて単なる行政行為であり、国王の行政的意恩を表示する正規の方法に過ぎないものとされているのである。なお英国に於ては国王の権限は実際上は首相と彼の内閣によつて行われている。

一九三一年九月二十一日(月曜日)に於ける英国の金本位停止の際の事情は次の如くであつた。即ち九月二十日(日曜日)夜半、政府は、「陛下の政府は英蘭銀行と協議の上、次の如く決定した。即ち銀行に対し一定値による金の売却を要求せる一九二五年の金本位条例第一節第二項の効力は暫時停止するの必要を來たした。斯かる目的のための議案は直ちに提出さるべく、且つ九月二十一日、月曜日に於て、それが満場一致の通過を議会に問わんとするは陛下の政府の意図する所である。その間英蘭銀行は議会の活動に先立ち適宜の処置を講ずる権限を附与する。」との公報を發した。翌二十一日、議会に於て一九二五年の金本位条例中の当該部分につき六箇月間停止する議案が通過した。

第二次世界大戦勃発直後の緊急的金融諸対策は国防(金融)令(Defence Finance Regulations)に基いて実施されたものであるが、この法令は一九三九年八月二十五日の緊急権限(国防)法(Emergency Powers (Defence) Act)によつて国王に緊急時に際し公共秩序の維持其他を圖るに必要な諸法令を制定する権限が与えられたことに基き公布を見たものである。

以上の如く英国に於て緊急処置を必要とするときは、予め議会が国王に対し、法律と同一の効力を有する勅令を發布し得る権限を与えるか、或は、一時行政的措置を講じ、直ちに議会に対し議案を提出しこれを通過せしめるという方法が採

られたのである。

(3) 仏 蘭 西

仏蘭西共和国の旧憲法は単一の法典として組織的に編成せられず、一八七五年來三つの単行法となつて順次に公布された。この憲法によれば仏蘭西の大統領は国民會議、即ち立法部、上下兩院の合同會議に於て選舉されるものであるが、その地位は英國の國王に似ており、表面上権限は広大であるにも拘らず、その権限を行使するに當つては、常に國務大臣の助言に従わねばならず、内閣が議會に対して政治上一切の責に任ずることとなつてゐる。しかしながら行政部は立法部に対して頗る無力である。一九四六年十月十三日、新憲法が一般投票によつて可決された。新憲法は単一の法典であるが大統領、内閣、議會の關係は以前と大差なきものゝ如くである。仏蘭西憲法には旧憲法にも、新憲法にも、我國旧憲法の緊急勅令に相当する条項はない。しかし従來は慣行上デクレ・ロワ(法律命令)といわれる立法事項を内容とする大統領命令を発することが国家危急の際議會を召集する余裕のない場合に限り、後日議會の承認を得る條件で許されていた。第一次世界大戦中には多くのデクレ・ロワが発せられた。

しかしながら、右の措置は、真に已むを得ない場合にのみ許容される慣行に過ぎないのであるから緊急事態に対する正規の措置としては予め法律により立法事項を命令に委任する手續を採るべきものとされている。斯かる委任の例は非常に多い。例えば、一九一〇年一月十七日の法律は動員その他国家非常の際には命令により金銭的債権の支払延期、時効の中断等を実施しうることを定め、一九一六年四月二十日の法律は、戦争状態の継続する限り若干の物件に対し命令による課税を許している。最も包括的なものとしては国防全權法を挙げるべきであろう。本法に基き一九三九年四月二十一日広汎なる大統領令が公布された。同令には軍備税の徴収、軍需会社の利益制限、国庫補助金の廢止、金庫制度の改組、過剰官吏の整理、労働時間の修正、雇傭の自由の制限等が規定されている。

(4) 独 逸

一九一九年制定されたワイマル憲法によれば、独逸共和国は連邦であり、その元首は大統領にして、内閣は形式上大統領によつて任免される宰相及び國務大

臣を以て組織せられ、立法権は國民の選舉した議員を以て構成する所の國議會と共和国各邦の代表者を以て組織する所の國參議院に属するものである。憲法が大統領に与えた権限は頗る強大である。

憲法第四十八条により独逸大統領は緊急措置令を講じ得る権限を有していた。即ち第四十八条第二項には「大統領ハ独逸国内ノ公共ノ安寧、秩序ガ著シク紊乱シ又ハ其ノ虞アルトキハ之ヲ恢復スルニ必要ナル処置ヲ執ルコトヲ得ベク、必要ニヨリテハ兵力ヲ使用スルコトヲ得。此ノ目的ノ為ニ大統領ハ憲法第一一四条(人身ノ自由)、第一一五条(住所ノ不可侵權)、第一一七条(信書ノ秘密)、第一一八条(言論出版ノ自由)、第二二三条(集会ノ自由)、第二二四条(結社ノ自由)、第一一五三条(所有權)ニ定メタル國民ノ基本權ニ関スル規定ノ全部若シクハ一部ヲ一時停止スルコトヲ得」という規定があり、第三項にこれらの処置は議會に報告すべく、又議會の要求があれば廢止すべき旨定められてある。この具体的実例として一九三一年独逸金融恐慌當時の大統領令の公布を挙げることができる。即ち同年七月十三日ダナート銀行の臨時休業が発表せらるゝや、政府は即日大統領令を發して同行の預金及引受債務を保証し、又同日夕刻大統領令としてモラトリアム令が公布された。これによつて政府に銀行休日を宣する権限が与えられ、政府は十四、十五兩日銀行休業を命じたのである。更に七月十八日には十年以内の懲役、無制限の罰金刑を伴う嚴重な資本逃避防止令が大統領令として公布された。恐慌激化の七月十三日から恐慌沈静の九月三日に至る間に、緊急大統領令を發すること十六回に及んでいる。

一九三三年一月ヒットラーが宰相に任ぜられるや、三月には議會は政府提出の授權法を可決した。これにより政府は議會の議決を経るを要せず、その欲するが如き法律を制定し得ることとなり、こゝに独裁權を獲得したのであつた。

(5) ソ 連

ソ連の國家組織は周知の如く連邦制で、その基本的單位は十六加盟共和国である。各共和国はソ連憲法と抵触せざる独自の憲法を有するが、全連邦的意義を有する事項、例えば國際關係に於ける連邦の代表權、戦争と平和、国防、外國貿易、連邦國民經濟計画、通貨及信用制度等は連邦管掌事項となつてゐる。ソ連の

最高機関と称し、連邦會議(三十万人に一人の割合で代議員を出す)と民族會議(各連邦共和国は二十五人、自治共和国は十一人等の割合で代表員を出す)の二院より成る。両會議は同等の権限を有し、同一の立法権を有する。ソ連最高會議閉会中の最高機関は連邦最高機關幹部会である。同幹部会は連邦、民族兩會議の合同會議に於て選出され、議長一名、副議長十六名、書記長一名、會員二十四名を以て構成される。その職能としては(イ)ソ連邦最高會議の閉会中に於ては同會議の任務の代行(ロ)ソ連邦が軍事的攻撃を受けた場合に於ける宣戰の布告(ハ)全国的若くは局地的動員令の公布等が挙げられる。

従つて金融上の緊急措置の如きも最高會議閉会中は同會議により、其の閉会中は最高會議幹部会により決定されるものと認められる。なお大臣會議(元のソ連邦人民委員會會議)も憲法上現行諸法律に基き、又現行諸法律を遂行するために種々の決定及び命令を発することができると規定されている。

一九二四年二月五日附の一、三及び五金留の額面を有する政府紙幣の発行もソ連中央執行委員會(現在の最高會議幹部會)法令及び人民委員會會議決定に基いたものであり、又一九三六年二月二十九日附の留再評價に關し、純金一グラムに付五・六八留(それ以前は一・二九留)に切下を実施した如きは人民委員會會議命令に基いたものである。

要するにソ連邦の立法権は最高會議により、その閉会中は同幹部会により行使されるが、以上の如く比較的重要な事項も人民委員會會議決定に基いて行われる場合がある。

今後我国に於ても通貨金融に關し緊急措置を要する事態が起らないとは保し難い。その場合上述の各国の事例は何らかの意味に於て参考になるであらうと思ふ。

新憲法下の我国に於ては法律に代るべき命令は存在し得ないのであるから、緊急の際立法を要する事項に就ては、国会閉会中ならば、速かに臨時會を召集してその議決を待つより外に方法はなく、その間でき得る限りの行政措置を講じて悪影響を防止する以外に途はない。万一緊急措置の必要が予見されるような場合には、予め法律により立法事項を政府に委任して置くという方法も考えられる。し

かしながらその際には実施迄の間に種々の弊害を生ずることが多く、従つてこの方法は極めて限られた場合にしか採り得ないであらう。

なお現在の我国としては、昭和二十年九月二十日公布「ポツダム宣言受諾に伴ヒ発スル命令ニ關スル件」により「聯合國最高司令官ノ為ス要求ニ係ル事項ヲ実施スル為特ニ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ所要ノ定ヲ為シ及必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得」ることとなつており、この規定によつて非常事態に対処し得る場合のあることを附記して置く。(明石)

(参考文献) 美濃部達吉、新憲法概論、斎藤敏、アメリカ合衆國憲法概況、藤

井新一、米國憲法論、松下正寿、米國戰爭権論、小原敬士、アメリカ統制

經濟論、玉井茂、英國の議會政治、東洋經濟新報社、金本位制の研究、浅

井清、独逸憲法原論、アトラス(東亞研究所訳)、ソ連邦貨幣流通史研究、

アーノルド(白浜篤之介訳)、ソヴェト・ロシアの銀行、信用、貨幣、日

ソ通信社、ソ連邦年鑑、日本評論社、金融大辭典、John Burke, War

Legislation; Duguit Léon, Manuel de Droit Constitutionnel;

Trotabas Louis, Constitution et Gouvernement de la France;

インフレーションと金融資本

昭和22・7・1

資本主義の發展は之を放任する限りに於て産業資本並に銀行資本の集中独占化を促進する傾向を持つてゐるが、此の過程に於て兩者の關係は極めて密接となり、巨大銀行はその資本の大なる部分を産業的企業に固定し自ら大産業資本に転化する。即ち銀行資本と産業資本とは融合して支配的独占的資本となり、少数の巨大銀行は一国の資本全体の処分権を掌中に把握するに至る。ヒルファードイングの所謂金融資本なる語を此の如き意味に理解すべき事は金融資本論を一読すれば直ちに了解せられる所であるが、念の爲同書の第十四章資本主義的独占と銀行資本の金融資本化の末尾に近き箇所を引用して見よう。「産業資本のうちこれを